

横芝光町農業委員会3月第11回定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月5日(木) 午後4時～午後4時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7番	伊藤 仁		
委 員	1番	市原 裕	2番	伊藤 由美子
	3番	土屋 英夫	5番	椎名 美枝子
	6番	若梅 直樹	8番	鈴木 淳
	9番	實川 和幸	10番	大木 耕一
	11番	平山 和浩	12番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主査	椎名 大輔

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地買受適格証明交付申請に対する許可否決定について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について

日程第6 議案第5号

令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和8年3月第11回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の出席委員は、全員です。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>2番 伊藤 由美子委員、12番 林 政宏委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主査をお願いいたします。</p>
事務局	<p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について</p> <p>農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。</p> <p>令和8年3月5日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹</p> <p>今回の3条の許可申請は、5件です。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。</p> <p>申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。</p> <p>1件目の申請地は、谷中字後田の田1筆、320㎡です、位置図は、2ページ、3ページです。高齢により農業ができなくなった譲渡人か</p>

ら隣接地を耕作している譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、落花生の作付けを予定しています。

2件目の申請地は、屋形字米名の田1筆、1, 223㎡です。位置図は、4ページ、5ページです。町外に住んでおり、高齢により農業ができなくなった譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

3件目の申請地は、台字草部田の田1筆、175㎡です。位置図は、6ページ、7ページです。町外に住んでおり農業をしない譲受人から経営規模をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

4件目の申請地は、目篠字鉢田の畑1筆、248㎡です。位置図は、8ページ、9ページです。農地を相続したが町外に住んでおり農地を処分したい譲渡人から、隣接地を耕作する譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、ネギの作付けを予定しています。

5件目の申請地は、新井字松内台の畑1筆、224㎡です、位置図は、10ページ、11ページです。高齢により相続した農地を処分したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、飼料用とうもろこしの作付けを予定しています。申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。以上、議案第1号の説明でございます。

議長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

11番

11番 平山です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から隣接地を耕作している譲受人へ耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では落花生の作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目の案件についての採決を行います。

- 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 7 番 7 番 伊藤です。町外に住んでおり農業をしない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付け予定です。現地を確認したところ、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終了したので、2件目の案件についての質疑を許します。
(質疑なし)
質疑ありませんので、質疑を終了し、2件目の案件についての採決を行います。
- 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 8 番 8 番 鈴木です。町外に住んでおり農業をしない譲渡人から、経営規模拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願ひします。
- 議 長 説明が終了したので、3件目の案件についての質疑を許します。
(質疑なし)
質疑ありませんので、質疑を終了し、3件目の案件についての採決を行います。
- 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)
全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。
- 次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。
- 1 1 番 1 1 番 平山です。相続した農地を処分したい譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人へ、耕作利便のため売買により所有権移転をし

ようとする申請です。申請地では飼料用トウモロコシの作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許します。
(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、5件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

3 番

3番 土屋です。相続した農地を処分したい譲渡人から経営規模拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では飼料用トウモロコシの作付けを予定しています。現地を確認したところ適正に管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議 長

説明が終了しましたので、5件目の案件についての質疑を許します。
(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第3 議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許否決定についてですが、昨日申請人より取下げの申し出がありましたので、審議はいたしません。

議 長

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への

続いて2件目は、〇〇〇〇〇の田2筆、426㎡です。
譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。
用途は一般専用住宅で、使用貸借権による転用申請です。
申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、〇〇〇から南東へ6.4kmの位置にあります。
この場所は都市計画法上の用途地域に指定されており、「第1種住居地域」に該当します。市街化が進んでいる地域として、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。

本人に申請理由を確認したところ、今後子供を育てていくに当たり、住居の所有を考えており、不動産業者をあたり探したものの適当な物件がなく、妻の実家へ相談したところ、実家にも近い本申請地の提案を受け選定したとのことでした。

住宅建築面積は109㎡を計画しており、一般専用住宅で転用可能な面積の上限内の申請となっています。

土地改良関係については、両総土地改良区の受益地で、すでに協議は完了しています。

雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、道路側溝へ放流する計画で、排水の許可を得ています。

隣接農地所有者へは譲渡人から事業内容の説明を行っており、意見はありませんでした。

転用期間は令和8年6月1日から令和8年11月30日までを予定しております。

建設費等は銀行からの融資により賄う予定であり、事前審査結果通知書により必要な資金を確保していることを確認しました。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

9番

はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

9番 實川です。本件は〇〇〇〇〇〇〇〇に係る迂回路用道路や資材・土砂仮置場を設置するため一時転用されており、今回の申請は、実質原形復旧のための転用期間の延長で、地権者の同意も得られていることから問題がないと思います。よろしくお願ひします。

議長

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

を受けています。

当初の計画では令和7年5月31日までに事務所等の供用を完了し、農地へ復元する予定でしたが、〇〇〇〇工事の遅延等により全体の工程が後ろ倒しになっており、令和8年3月31日まで延長されています。

今回の工事期間の延長申請では工期を令和8年7月31日までの延長としています。

延長の理由としては、〇〇〇〇〇の遅れにより新たに関連工事を受注することになったもので、変更内容は工事期間の延長と土地の利用計画となります。

なお、土地の利用計画ですが、土地の形質に変更はありません。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

議案第4号については、〇〇〇〇〇の遅れによる賃借権設定期間延長のため、担当委員の説明を省略します。議案第4号について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第4号についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第4号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

日程第6 議案第5号 令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年度第9次農用地利用集積等促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。

令和8年3月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農地中間管理機構が、地権者から借受けた農地を担い手へ貸地受ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっているため、農業委員会の総会にてご審議

をお願いするものです。今回は7件あります。

1件目 1ページ 虫生字ミノワタの田8筆、3, 744㎡。

2件目 2ページ 虫生字増穂の田1筆、字小門下の田4筆、字上堰の田2筆、合計7筆、6, 438㎡。

3件目 3ページ 宮川字作間内後の田1筆、字本田の田1筆、合計2筆、3, 345㎡。

4件目 4ページ 宮川字道正の田1筆、字堀之内の田3筆、合計4筆 9, 159㎡。

1件目から4件目の耕作者は、〇〇の〇〇〇〇〇〇です。

5件目 5ページ 新島字茶畑の田2筆、3, 270㎡。耕作者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇で、年齢は30代、家族労働力は6人。臨時雇用者は、3人。水稻を約35ha耕作しています。

6件目、6ページ 台字草部田の田1筆、1, 021㎡。耕作者は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇 中心経営体、認定農業者です。

7件目は、7ページから24ページまで、これは、〇〇〇〇地区にございます、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が農地中間機構を通じ、農地を借りて耕作していたものですが、10年経過したことから、契約をしないおすものです。

契約する農地が多いため、所在等の読み上げは省略いたします。

なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件（耕作している農地に遊休農地がない）や、農作業の常時従事（年間150日以上）をみたしていると考えます。

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。

議案第5号につきましては、耕作者ごとに採決いたします。

はじめに、1件目から4件目までの案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目から4件目までの案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目から4件目までの案件については、原案のとおり決定しました。

議 長

次に、5件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、6件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、6件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、7件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、7件目の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。

以上をもちまして、令和7年第11回農業委員会定例総会を閉会します。

事務局